

平成 27 年度における検討方針・課題（案）

平成 27 年度における重点課題、特定調達品目及びその判断の基準等の見直しに係る検討方針等の概要は、以下のとおり。

1. 重点課題

平成 26 年度に引き続き、以下の事項を重点課題として位置づけ検討を実施するものとする。

(1) プレミアム基準の活用に関する検討

市場の更なるグリーン化を図るとともに、調達側・供給側双方にとって目指すべき方向性を示すため、プレミアム基準を積極的に活用するための方策について引き続き、検討を実施する。

本年度は、専門委員会において、現行の特定調達品目の中から、プレミアム基準の試行対象品目を選定し、当該品目に係る具体的なプレミアム基準の検討を実施しているところである。平成 27 年度においても試行対象品目の検討・選定及び当該品目に係るプレミアム基準の検討を行うものとする。

さらに、2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックにおける活用を視野に、中規模乃至大規模なイベント開催に伴う環境負荷の最小化を図るとともに、より環境性能の高い基準によるグリーン購入を推進するため、イベントの実施に関連する様々な物品等の調達に当たってのプレミアム基準の活用の考え方の整理、対象品目の検討を実施しているところであり、平成 27 年度は、本年度の検討結果等を踏まえ、具体的な対象品目及びその基準の設定に向けた検討を行うものとする。

(2) グリーン購入の国際展開に関する検討

国際的な市場のグリーン化を実現するためには、国際市場における環境配慮型製品等の流通を促進させることが必要である。しかし、現状では各国が独自の基準に基づくグリーン購入・環境ラベル制度を展開しているため、各国の基準の調和・整合を目指した取組みを推進し、環境配慮型製品等の国際展開を目指すことが重要である。

本年度は、国際展開に向けた情報共有・課題検討を行うための官民連携プラットフォームを立ち上げるとともに、有識者検討会を実施して国際展開に係る幅広い意見を伺ったところ。今後も引き続きプラットフォームおよび有識者検討会を活用し、環境配慮型製品等の国際展開の方向性について検討していくこととする。

(3) 繊維製品の基準に係る検討

後述2(4)のとおり、繊維製品については、制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋及びその他繊維製品の4分野のうち14品目が平成27年度の見直し対象品目となっている。繊維製品に係る現行の主たる判断の基準としては、再生PET樹脂の配合率や回収・リサイクルシステムの構築等が各品目の特性に応じて設定されているところである。これら繊維製品については、個別品目ごとの見直しが必要であるとともに、素材としての繊維に着目した分野・品目を横断した検討も重要であることから、繊維製品全般の見直しを重点課題として位置づけ、必要な判断の基準等の見直しを実施するものとする。

また、植物を原料とするプラスチック又は合成繊維については、ライフサイクル全般にわたる環境負荷低減効果について検討・評価するとともに、その考え方の整理を行い、必要に応じ、上記の繊維製品全般の見直しに反映するものとする。

2. 現行の基準等の強化・見直し等について

本年度より特定調達品目及びその判断の基準等の改定等に当たっては、5カ年の計画的な見直しスケジュールに基づき実施することとされた。

平成27年度は、本年度の判断の基準等の改定等を踏まえ、資料5別紙に示した28品目について判断の基準等の見直しを実施する予定である。主な見直し対象品目及びその内容は以下のとおり。

また、本検討会における意見・指摘事項等を踏まえ、環境政策の観点から広く普及を図る必要がある品目や重視すべき観点等については、分野横断的な検討を含め、見直しに適切に反映するものとする。

(1) 電子計算機等(磁気ディスク装置)

磁気ディスク装置については、平成23年度に省エネ法のトップランナー基準の改定に伴う見直しを行ったところ。次年度においては、省エネ法における検討状況を踏まえ、エネルギー消費効率に係る見直しを検討するとともに、特定の化学物質に係る判断の基準等の追加について検討を実施。

(2) 照明(蛍光灯照明器具)

蛍光灯照明器具について、判断の基準等の見直しの必要性に係る検討を実施。

なお、LED照明器具及び電球形LEDランプについては、技術開発の進展、市場動向等を踏まえ、必要に応じ見直しを実施。

(3) 自動車等(乗用車用タイヤ)

乗用車用タイヤについて、転がり抵抗に係る判断の基準等の見直し及び小形トラック用タイヤ等の追加等に係る検討を実施。

(4) 繊維製品

制服、作業服、帽子、カーテン、布製ブラインド、タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット、毛布、ふとん、作業手袋、集会用テント、ブルーシートについて、前述1(3)に示したとおり、重点課題として検討を行い、各品目の判断の基準等の見直し又は新たな品目の追加の必要性に係る検討を実施。

(5) 役務(飲料自動販売機設置)

紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機のフロン類の不使用に係る判断の基準への適用可能性について、市場における供給状況を踏まえ検討を実施。

(6) 見直しスケジュールに示された品目以外

電子計算機

電子計算機については、本年度、省エネ法に基づくエネルギー消費効率に係る判断の基準の引き上げを実施するとともに、国際エネルギースタープログラムの基準を併用する見直しを行ったところである。次年度は、測定方法の変更等を含めた省エネ法のトップランナー基準の改定が予定されていることから、エネルギー消費効率に係る判断の基準の見直し等について検討を実施。

タブレット端末

タブレット端末については、省エネ法における検討状況を踏まえ、特定調達品目への追加について検討を実施。

エアコンディショナー等

エアコンディショナー及びガスヒートポンプ式冷暖房機については、本年度フロン類の不使用に係る判断の基準等の見直しを実施したところであるが、次年度にかけて測定方法の変更等を含めた省エネ法のトップランナー基準の改定が予定されていることから、エネルギー消費効率に係る判断の基準の見直し等について検討を実施。

(7) その他の見直し内容

経過措置設定品目

上記の見直し対象品目を含め、経過措置を設定している品目について、製品の供給状況等を踏まえ、経過措置の終了の可否について適切に判断。

配慮事項の見直し

平成27年度の見直し対象品目を中心として、設定されている配慮事項について可能な限り定量化又は明確化を図るとともに、プレミアム基準の活用資するよう検

討を実施。

3. 品目の追加等の検討について

(1) 平成 27 年度新規提案募集

物品、役務及び公共工事について、例年どおり提案募集を実施する予定（6 月上旬を目途に募集開始）。

また、資料 5 別紙に示した見直し対象品目について、その判断の基準等の見直しに係る提案を求める形で提案募集を実施する予定。

(2) 公共工事の継続検討品目

公共工事の継続検討品目群(ロングリスト)として整理を行った品目については、引き続き検討を実施。

特定調達品目（物品及び役務）の分野別見直し着手予定年度（案） 【平成27年度版】

資料5別紙

分野	見直し着手予定年度					備考
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
見直し品目数	28品目	25品目	19品目+文具+家具	11品目	27品目	
分野横断的事項						
紙類	トイレトーパー、ティッシュペーパー		コピー用紙、フォーム用紙、IJ用紙、印刷用紙2品目			
文具類			全品目			
オフィス家具等			全品目			
画像機器等 （旧OA機器）	トナーカートリッジ、インクカートリッジ			プロジェクタ	コピー機等3品目、プリンタ等2品目、ファクシミリ、スキャナ	エコマークの複写機、プリンタ旧基準はH29年4月30日まで適用
電子計算機等 （旧OA機器）	電子計算機、磁気ディスク装置		ディスプレイ、記録用メディア			エコマーク基準なし（磁気ディスク装置）
オフィス機器等 （旧OA機器）		デジタル印刷機、掛時計			一次電池及び小形充電式電池、電卓、シュレッダー	エコマーク基準なし（シュレッダー、電池、電卓）
移動電話					携帯電話、PHS、スマートフォン	エコマーク基準なし
家電製品	電気冷蔵庫等3品目、電気便座				電子レンジ、テレビジョン受信機	エコマーク基準なし（電気冷蔵庫等、電気便座、電子レンジ） テレビはエコマークではH32年度改定
エアコンディショナー等	エアコン、ガスヒートポンプ式冷暖房機				ストーブ	エコマーク基準なし
温水器等				ヒートポンプ式電気給湯器	ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器	エコマーク基準なし（ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器）
照明	蛍光灯照明器具			LEDを光源とした内照式表示灯、蛍光ランプ（直管）、電球形蛍光ランプ	LED照明器具、電球形LEDランプ	エコマーク基準なし（器具3品目、蛍光ランプ、電球形蛍光ランプ）
自動車等	乗用車用タイヤ	自動車	2サイクルエンジン油		ETC、カーナビ	エコマーク基準なし（自動車、ETC、カーナビ、タイヤ）
消火器			消火器			
制服・作業服	制服、作業服、帽子					
インテリア・寝装寝具	カーテン、布製ブラインド、タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット、毛布、ふとん		ベッドフレーム、マットレス		金属製ブラインド	エコマーク基準なし（金属製ブラインド）
作業手袋	作業手袋					
その他繊維製品	集会用テント、ブルーシート	防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ				
設備		生ゴミ処理機、節水機器	日射調整フィルム、太陽光発電システム、燃料電池	太陽熱利用システム		エコマーク基準なし（燃料電池、日射調整フィルム） エコマークでは太陽熱利用システムはH33年度改定、太陽光発電システムは対象範囲が異なる
災害備蓄用品		災害備蓄用品 10品目				エコマーク基準なし（繊維製品は上記参考）
役務	飲料自動販売機設置	庁舎管理、植栽管理、清掃、機密文書処理、害虫防除	輸配送、旅客輸送、引越輸送、タイヤ更生、自動車整備	会議運営、小売業務、食堂、蛍光灯機能提供業務	印刷、省エネ診断、クリーニング	エコマーク基準なし
公共工事（参考）		間伐材、再未利用木材等使用製品、木材ボード、節水型機器	土木製品、タイル・ブロック	建築製品		エコマーク基準なし（盛土材、塗料、建具サッシ、ドア、建設機械、工法等）

注1：斜体はエコマーク基準のないもの。下線は現段階におけるエコマーク改定年度より早めたもの
注2：横断的な見直しは予定としては示していない。